

県営林材売払いに係る認証森林の管理取扱い（留意事項）

1 森林認証

県営林では、SGECの森林管理認証（FM認証（認証番号SGSJ P-015））を受けています。認証材として森林から産出し加工及び流通させる場合は、加工・流通を認証するCOC認証を取得し、その管理マニュアルに基づき実施する必要があります。

しかし、COC認証事業者で認証材として流通させない場合又はCOC認証を取得していない事業者が行う森林作業の場合においては、「岡山県森林認証・認証材普及促進協議会SGEC-FM認証グループマニュアル」に準じた作業の実施が求められるため、作業実施の際は、次の事項に留意願います。

2 SGEC森林認証材の取扱い

COC認証事業者がSGEC森林認証材として取扱う場合は、以下のとおりです。

(1) 施業前

- ・買受人は、別紙「SGEC森林認証材の証明について」に認証登録番号及び認証種類等を記載し県にSGEC森林認証材証明書（立木売買用）の交付を申請する。
- ・県は、申請内容を確認し、認証材として適正と認められた場合、「SGEC森林認証材証明書（立木売買用）」を買受人に交付することができる。

(2) 施業後

- ・買受人は、精算書（写）又は売上伝票（写）等を用い、SGEC森林認証材の出荷材積を県に報告する。
- ・買受人は、「森林作業共通仕様書」に基づく「森林作業チェックリスト」を県に提出する。

3 森林施業における環境配慮

作業現場における責任者（作業班長等）は、各作業現場での作業を実施するにあたり、別紙「森林作業チェックリスト」を用い、作業前の環境影響評価を行うとともに、各作業現場での作業後においても同リストを用い、環境影響の確認をお願いします。

作業を行うものは、作業を実施するにあたり、別紙「安全衛生自己点検表（林業）」（発行：林業・木材製造業労働災害防止協会）及び別紙「簡易リスクアセスメント記録書（林業）」（発行：林業・木材製造業労働災害防止協会）を用い、作業手順及び環境配慮、危険予知（KY）の確認をお願いします。

また、労働災害を未然に防止するため、別紙「安全装備の装着基準」に基づき、作業種・状況に応じた安全装備を装着をお願いします。

(1) 伐採・搬出作業

- ・地形、林分の状態、林道・作業道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること
- ・伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと

- ・収穫材、残存木の破損は、最小限にすること
- ・資材等の放置はしないこと
- ・搬出の際、林道・作業道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること
- ・伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること

(2) 間伐作業

- ・可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること
- ・間伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ必要最小限にすること
- ・伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること
- ・急傾斜地において、伐倒木を林内に存置する場合、幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと
- ・河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること

(3) 作業道網整備

- ・作業道網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に当たっては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること
- ・ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと
- ・平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全などの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること
- ・区域周辺に生息する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと
- ・土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮する。地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所はできるだけ避けることとし、やむを得ず通過する場合は、その対策を十分に検討する
- ・建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること

4 労働力と安全管理

(1) 安全教育

森林作業従事者は、安全衛生教育に係る講習・研修会を積極的に受け、研修内容等を関係者と共有するとともに、研修記録を保管を行うこと。

施業場所により条件が異なることから、各作業単位の現場にて作業員全員で安全事項の確認を行うこと。

また、すべての森林作業従事者が労働安全衛生規則を遵守するように努めること。

(2) 安全管理

ア 安全装備

労働災害を未然に防止するため、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備を装着すること。別紙「安全装備の装着基準」を参照

(3) 化学物質処理

認証林内においては、環境への影響を最大限に考慮し、化学物質の使用にあたっては、次のとおり適正な使用に努めてください。

ア 油脂の取扱い

- ・油脂等の化学物質の使用については、製品の取扱方法を遵守すること
- ・油脂等を使用した機械器具からの流出を防ぐこと
- ・油脂等の交換、補給は溪流付近では行わないこと
- ・使用した化学物質の廃棄物については持ち帰り、その処理規準や該当する市町村の処理規準に従って適正に廃棄すること
- ・溪流付近で使用する油脂は植物系への転換を図ること

5 林内安全確保、不法投棄等への対策

(1) 作業道の管理

林内交通の安全確保、不法投棄等の防止のため、公的林道や作業道との分岐点には、「関係者以外の車両立入禁止」等の標示又は車止めを設置するよう注意すること。

(2) 林野火災と対応

認証林及びその周辺で林野火災が発生した場合、消防署の消火活動を支援すること。

(3) 不法投棄

不法投棄を発見した場合には、速やかに「不法投棄110番」へ通報するとともに、関係機関と連携して対応すること。

(4) 廃棄物処理

作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さず、すべて事業所に持ち帰り処理すること。

廃棄物の処分方法は、市町村によって異なるため、所在する市町村の分別収集方法を確認の上、ルールに従って処分すること。

事業所に持ち帰った廃棄物について、分別収集方法で確認できない場合は、それぞれの市町村の担当課に問い合わせる等により確認し、適切に処分すること。